

川 運 協 収 第 5 号

令和6年10月25日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市国民健康保険運営協議会

会 長 小ノ澤 哲 也



川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（答申）

令和6年7月2日付け川国保発第494号で諮問のありました、川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定につきましては、各委員から以下のとおり意見がありましたが、諮問のとおりに決定することを、やむを得ないと
の判断のもと、適当と認めます。

1. 子どもの均等割軽減措置について、子ども子育て支援の観点も踏まえ、制度を拡充するよう、引き続き国や県に強く要望していただきたい。
2. 市とともに共同運営を行う保険者として、財政支援の強化や、市民生活の負担を軽減するための更なる措置の導入など、制度を安定して運営するための取組を拡充するよう、県に要望していただきたい。
3. 保険税の見直しについては、埼玉県における保険税水準の統一にあたり必要な取組であり、国民健康保険財政の安定化と、加入者間の公平性の確保につながるものであることを理解していただけるよう、被保険者の方々への説明を丁寧に行っていただきたい。
4. 同じ所得であれば、異なる保険制度であっても、同じ保険料になるよう、医療保険制度の抜本的な見直しについて、国へ強く要望していただきたい。
5. 現下の社会情勢に鑑み、保険税率等については、据え置いていただきたい。

